

白川町水源の里エネルギー活用推進事業補助金交付要綱

令和2年4月1日 制定

令和4年8月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の推進と町民の防災意識高揚のため、水源の里である白川町の豊かな自然エネルギーを活用した発電設備及びエネルギー利用の効率化につながる家庭用リチウムイオン蓄電池、家庭用燃料電池及び次世代自動車充電システムを住宅に設置する者に対し、その費用の一部につき予算の範囲内において補助金を交付することについて、白川町補助金等交付規則(平成9年白川町規則第3号)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象設備)

第2条 この要綱において、補助の対象となる新エネルギーシステム（以下「補助対象設備」という。）は、次の各号に掲げる商用化され、導入実績のあるもので中古設備又はリース設備でないものをいう。

- (1) 自然エネルギーを活用した発電設備 太陽光（住宅や附属する車庫等の屋根に設置するもの）、水力又は風力による最大出力10kw未満の発電設備
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム リチウムイオン蓄電池（リチウムの酸化及び還元により電氣的エネルギーを供給する蓄電池をいう。）、インバーター等の電力変換装置が一体的に構成されるシステム
- (3) 家庭用燃料電池システム 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(通称：エネファーム)
- (4) 次世代自動車充電システム 住宅と次世代自動車の相互間の電力融通に関する充電システム（通称：V2H）
- (5) 脱炭素・再生エネルギー発電設備 自然エネルギーを活用した発電設備のうち、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号）による交付金の交付対象となる太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備と同時に設置する家庭用リチウムイオン電池システム

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する者とする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 町内に住所を有し（補助対象設備の設置完了時に住民登録をする者を含む。）、自らが居住する町内の住宅に電力を供給する者
- (2) 補助対象設備のうち、自然エネルギーを活用した発電設備を設置する場合は、電気事業者と当該システムにより発電した電気に係る特定契約を締結していること。
- (3) 補助金の交付申請時において、申請者及び同居している者に町税及びこれに準ずる納付金の滞納がないこと。
- (4) 自ら居住又は居住を予定している町内の住宅に補助対象設備を設置し、又は住宅を販売する事業者等により補助対象設備があらかじめ設置された住宅を自らの居住の用に供する

ために取得する者

- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が白川町暴力団排除条例（平成24年白川町条例第11号）第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員、又は暴力団、暴力団員と密接関係者であるときは、交付対象者とししないものとする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 2 補助金の適用は、各補助対象設備の種類ごとに一の住宅につき1回限りとする。
3 国、県又は国、県から補助対象事業者として採択を受けた事業者から別に補助金を受ける場合は当該補助金額を差し引いた額を超えない額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び住宅用新エネルギーシステム設置計画書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象の概要が分かる書類
- (2) 設置に要する費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) 設置場所の位置図
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件に該当し適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事業計画変更・中止承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業計画変更・中止承認通知書（様式第5号）により速やかに交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに事業実績報告書（様式第6号）にそれぞれ当該各号に定める書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自然エネルギーを活用した発電設備
 - ア 設置状況が分かる写真
 - イ 設備の納品書及び領収書の写し
 - ウ 電気事業者との特定契約が確認できる書類
 - エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- (2) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム
 - ア 設置状況が分かる写真
 - イ 設備の納品書及び領収書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(3) 家庭用燃料電池システム

ア 設置状況が分かる写真

イ 設備の納品書及び領収書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(4) 次世代自動車充電システム

ア 設置状況が分かる写真

イ 設備の納品書及び領収書の写し

ウ ア及びイに掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(事業の審査)

第9条 町長は、前条に定める補助金の実績報告があったときは、速やかに書類審査及び現地審査を実施し、事業完了確認調書（様式第7号）を作成するものとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第10条 町長は、補助金の額を確定したときは、補助金確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

2 町長は、前項の通知を行ったときは、交付決定者から補助金交付請求書（様式第9号）を徴し、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第11条 町長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助金の交付を不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 町長は前項の規定により補助金を返還させようとするときは、補助金返還通知書（様式第11号）により、当該補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに補助金を町長に返還しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象設備	補助金の額
自然エネルギーを活用した発電設備	設置する発電設備の最大出力値に1kW当たり2.5万円を乗じた額とし、10万円を上限とする。
家庭用リチウムイオン蓄電池システム	設置する家庭用リチウムイオン蓄電池システムの蓄電容量に1kWh当たり2.5万円を乗じた額とし、10万円を限度とする。
家庭用燃料電池システム	設置する家庭用燃料電池システム1基当たり10万円とする。
次世代自動車充電システム	設置する次世代自動車充電システム1基当たり10万円とする。
脱炭素・再生エネルギー発電設備	
<p>1 次に掲げる要件を全て満たす太陽光発電設備</p> <p>(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないもの</p> <p>(2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給を行わないもの</p> <p>(3) 発電した電力量の30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費するもの</p> <p>(4) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないもの</p>	設置する太陽光発電設備の最大出力値に1kW当たり7万円を乗じた額とし、35万円を上限とする。
<p>2 次に掲げる要件を全て満たす家庭用リチウムイオン蓄電池システム</p> <p>(1) 1に規定する太陽光発電設備と同時に設置するもの</p> <p>(2) 停止時のみに利用する非常用予備電源でないもの</p> <p>(3) 価格が、1kWh当たり15.5万円（工事費を含み、消費税を除いた額）以下であるもの</p> <p>(4) 町長が別に定める蓄電池の仕様を満たすもの</p>	設置する蓄電池の価格（工事費を含み、消費税を除いた額）の3分の1の額（千円未満の端数があるとは、これを切り捨てた額）とし、5kWh相当分を上限とする。

蓄電池の仕様

(1) 蓄電池パッケージ

ア 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

(2) 性能表示基準 初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量 製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

イ 定格出力 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し登録対象機器の添付書類に明記すること。定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

ウ 出力可能時間の例示

① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

エ 保有期間 補助金の支給を受けて対象システムを購入した場合、所有者（購入設置者）は、当該システムを法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図らなければならない。このことを登録対象機器の添付書類に明記し、所有者（購入設置者）へ注意喚起がなされていること。

オ 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記すること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記すること。

【表示例】 「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

カ アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記すること。

キ 蓄電池部安全基準

① リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

②リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

(3) 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JISC4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 <八⇒九の可能性あり、環境省へ確認中>

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(4) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

ア 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(5) 保証期間

ア メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。